

## 嘉手納町観光プロモーション事業委託業務 仕様書

### 1. 委託業務名

嘉手納町観光プロモーション事業委託業務

### 2. 業務目的

令和3年度に道の駅のリニューアルや比謝川自然体験センターが建設され、観光客受け入れのハード整備が行われた。さらに、町内の自然、史跡、商工業など観光資源がまとめられたガイドブック、動画及びポスターも併せて制作された。そのほかにも平和学習ガイドの育成や平和学習クルーズなどのコンテンツが造成され、教育旅行向けのメニューが開発された。

これらを有効的に活用し、プロモーション活動を行い、本町を知ってもらう機会を創出し、観光客の誘客を図る。

### 3. 契約期間

契約締結日から令和5年3月24日

### 4. 委託料上限額

13,295,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※最低制限価格を設けるものとする。

### 5. 業務内容

(1) 「6. 出展イベント」に記載のイベントへ出展し、教育旅行や一般観光向けのプロモーション活動を行うため、下記業務を行う。

- ・各イベントへの出展申込手続き
- ・各イベントでのブースの設営及び営業活動
- ・各イベントで配布するチラシ及びノベルティグッズの制作
- ・その他上記に付随する業務

(2) 各イベントを通して本町における観光振興に関する課題の抽出及び分析をすること。

(3) その他追加提案

契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

## 6. 出展イベント

出展イベントは下記①～③とする。③については1 イベント提案すること。

- ①修学旅行フェア（東京、大阪）
- ②ツーリズム EXPO ジャパン
- ③そのほか観光客誘客が見込めるイベント

## 7. 本町が提供できる物

イベント出展に関し、本町は下記を提供することができる。なお、①、③の提供数の増量については、協議の上、調整可能とする。

- ①嘉手納町観光ガイドブック（R3 制作） 1,600 部  
本町のグルメ、ショッピング、アクティビティ、史跡、イベントなどを紹介したガイドブック。
- ②嘉手納町観光プロモーション動画（R3 制作） 3 種類  
本町の自然体験、商工業、修学旅行をテーマにした3種類の動画。  
解像度：フルHD  
長さ：3分程度（1分版、30秒版のダイジェスト版も有り）
- ③嘉手納町観光ポスター（R3 制作） 53 種類（各10部）  
②の動画をイメージした3種類のポスター及び町内事業者にスポットを当てた50種類のポスター。

## 8. 業務の進め方

- (1) プロモーション活動の詳細については、契約締結後、本町と協議のうえ、決定する。本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、本町担当者とは協議しながら作業を進めること。
- (2) 受託者は業務の着手及び完了にあたり、下記の書類を提出しなければならない。
  - ①着手届 ②工程表 ③業務完了通知書 ④実績報告書 ⑤委託業務精算書 ⑥成果物引渡書 ⑦その他協議により指示のあった事項

- (3) (2) ④及び⑤の提出の前に本町による原案の確認を受けること。受注者は、本町による原案確認後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。

## 9. 著作権等の帰属

作製される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。ただし、第三者の著作物についてはこの限りではない。

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を本町に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本町の書面による同意を得なければ、著作権法第18条、第19条及び20条を行使することができないものとする。
- (3) 本町は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、成果物を改変し、また任意の著作権者名で任意に公表することができるものとする。
- (4) 著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (5) 成果物が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。

## 10. 特記事項

- (1) 受託者の責に帰すべき事由以外により「6. 出展イベント」に出展できない場合は、本町と協議の上、ほかのイベントへ振り替え又は出展の取りやめをするものとする。その際の費用については、本町と協議の上、委託料の範囲内において精算を行うものとする。
- (2) 本業務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。